第明
三治
種十
郵年
便三
物月
認十
可日

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係 一
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所
特定計量器型式承認関係 二四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係 二五
会社その他
会社決算公告

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４８号
北海道芦別市南３条東３丁目７番地の２
債務者　佐々木なおみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
盛岡市東山１丁目22番17号
債務者　吉田　誠司
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３７４号
神奈川県厚木市愛名940番地15　厚木毛利台第２ダイヤモンドマンション205
債務者　星野　利男
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３１０号
大阪府岸和田市土生町4080番地Ｍフラット408号
債務者　小田　政美
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７８号
大阪府泉大津市東雲町15番56―206号
債務者　江田　友絵（旧姓松井・高野）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
大阪府和泉市伏屋町３丁目22番81―502号
債務者　中野　恵理（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９６号
大阪府岸和田市額原町310番地の38
債務者　花里　和宏
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
大阪府貝塚市久保71番地１レボントゥリはせで２番館108
債務者　津田　靖教
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南１丁目３番48号
債務者　森　　俊夫
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５９号
奈良市大安寺３丁目４－５新町ロイヤルハイツ201号、住民票上の住所奈良県大和郡山市箕山町12番44号　プレステ十番館306号
債務者　森本　達男
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５２号
福岡県大牟田市大字宮部417番地２
債務者　關屋　五大
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３８６号
千葉県我孫子市並木８丁目12番６号
債務者　菊池　正幸
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部